

愛媛地区大学図書館協議会の研究会、講習会等に関する申し合わせ事項

(令和5年8月4日決定)

1 趣旨

この申し合わせ事項は、愛媛地区大学図書館協議会会則第4条第2号に規定する研究会、講習会等(以下「研究会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運営委員会

- (1) 研究会の企画及び立案を行うとともに、これらを円滑に遂行するため、運営委員会を置く。
- (2) 運営委員会は、愛媛地区大学図書館協議会(以下「協議会」という。)の会員から幹事館の承認を得て選出された者をもって組織する。
- (3) 運営委員会は、会員の資質向上・相互交流・情報共有等を目的とした、研究会、講演会、研修会、講習会等を実施する。

3 開催

研究会の開催は、運営委員会が幹事館と協議の上決定し、速やかに会員に通知する。

4 開催経費

研究会の開催に要する経費は、運営委員会が幹事館、副幹事館及び監査館の承認を得て、総会で報告するものとする。

5 研究成果の報告

運営委員会は、研究会の成果を協議会に報告するものとする。